

平成29年3月15日
堺市

前金払制度及び中間前金払制度における支払限度額の見直しについて（お知らせ）

受注者の資金調達の円滑化をより一層図るため、本市が発注する建設工事及び工事関連業務について、前払金及び中間前払金の支払限度額を下記のとおり見直します。

記

1. 見直し内容

	【前払金】	【中間前払金】
建設工事	(旧) 契約金額の10分の4を超えない範囲内で <u>4億円を限度</u> ↓ (新) 契約金額の10分の4を超えない範囲内 <u>(限度額なし)</u>	(旧) 契約金額の10分の2を超えない範囲内で <u>2億円を限度</u> ↓ (新) 契約金額の10分の2を超えない範囲内 <u>(限度額なし)</u>
工事関連業務	(旧) 契約金額の10分の3を超えない範囲内で <u>4億円を限度</u> ↓ (新) 契約金額の10分の3を超えない範囲内 <u>(限度額なし)</u>	

※建設工事は予定価格が250万円を超えるもの、工事関連業務（工事監理業務は除く。）は予定価格が100万円を超えるもので、入札公告等で前金払の支払条件を付したものが対象となります。（従前からの変更はありません。）

2. 適用時期

平成29年4月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用します。